

○大分県土地収用事業認定審議会条例

(平成14年7月12日 大分県条例第45号)

(趣旨)

第一条 この条例は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 審議会の名称は、大分県土地収用事業認定審議会とする。

(組織)

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(秘密を守る義務)

第八条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、土木建築部において処理する。

(平一六条例六・一部改正)

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第六号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。